

令和 7 年度

# 通 常 総 会



と き 令和7年4月25日 (金)

と ころ 島根県民会館 大会議室

松江地区安全運転管理者協会



しじみ部長

# 次 第

## 1 開 会

## 2 感謝状等贈呈

交通安全功労者、永年安全運転管理者、令和6年度モデル事業所

## 3 委嘱状交付

令和7年度モデル事業所

## 4 会長挨拶

## 5 松江警察署長挨拶

## 6 一般社団法人 松江市交通安全協会会長挨拶

## 7 議 題

第1号議案 令和6年度事業報告について

第2号議案 令和6年度収支決算及び監査報告について

第3号議案 令和7年度事業計画について

第4号議案 令和7年度収支予算書について

第5号議案 役員改選について

第6号議案 関係規程の整理について

## 8 連絡事項

(1) 「こども・高齢者を交通事故から守る事業所運動」の継続実施について

(2) 「交通安全写真コンクール」の応募について

(3) 分会の見直しについて

(4) 情報発信のWeb化について

(5) 各助成事業の活用について

(6) その他

## 9 閉 会

第1号議案

# 事業報告

第2号議案

# 収支決算・監査報告

第1号議案

# 令和6年度 事業報告

※略称 県協会：(一社)鳥根県安全運転管理者協会 県交対協：鳥根県交通安全対策協議会 市安協：(一社)松江市交通安全協会

| 月                  | 実施事項                          | 実施概要  |
|--------------------|-------------------------------|---|
| 4月                 | 交通安全写真コンクール                   | 4月1日(月)～8月17日(土) 県協会主催<br>○会員事業所から鳥根県警察本部長賞など5点入賞   |
|                    | アルコール検知器整備啓発事業                | 1個につき5,000円助成(年度内1事業所1万円まで) 県協会実施<br>○5事業所に対し助成   |
|                    | 交通安全県民の日                      | 4月1日(月)<br>※以下毎月1日(休日の場合は直後の平日)実施 県交対協主催  |
|                    | 春の全国交通安全運動推進の集い               | 4月5日(金) 県庁前広場 県交対協主催<br>○地区協会から役員・事務局員7名参加  |
|                    | 春の全国交通安全運動                    | 4月6日(土)～4月15日(月) 全国   |
|                    | 春の全国交通安全運動一斉街頭PR活動            | 4月8日(月) とるば駐車場等 市安協主催<br>○地区協会から役員、事務局員等6名参加  |
|                    | 交通事故死ゼロを目指す日                  | 4月10日(水) 全国   |
|                    | 監査                            | 4月12日(金) 13:30～14:15 松江警察署6階大会議室  |
|                    | 理事会                           | 4月12日(金) 15:00～16:00 松江警察署6階大会議室  |
|                    | 自転車マナーアップ街頭活動                 | 4月12日(金) 松江市主催<br>○松江市の交通安全モデル事業所が参加  |
|                    | 自転車・二輪車交通安全指導の日               | 4月18日(木)<br>※以下毎月18日(休日の場合は直後の平日)実施 県交対協主催  |
|                    | 令和6年度通常総会                     | 4月25日(木) 14:00～15:30 鳥根県民会館<br>○表彰 交通安全功労者1名<br>○感謝状贈呈 永年安全運転管理者 2名<br>令和5年度安全運転管理推進モデル事業所10事業所<br>○委嘱状交付 令和6年度安全運転管理推進モデル事業所10事業所<br>○議題審議<br>・令和5年度事業報告(案)<br>・令和5年度収支決算(案)<br>・令和6年度事業計画(案)<br>・令和6年度収支予算(案)<br>・役員改選(案) ～原案どおり可決～ |
|                    | 安全運転管理推進モデル事業所委嘱              | 4月25日(木) 通常総会においてモデル事業所(10事業所)を委嘱<br>○委嘱期間：R6.5.1～R7.4.30<br>・幸陽建設(株)<br>・(株)ホンダクリオ鳥根 黒田店<br>・松江市鳥根支所<br>・鳥根日産自動車(株)松江北店<br>・(株)福田屋<br>・障がい者支援施設 四ッ葉園<br>・プラス1技建(株)<br>・(株)三晃空調 山陰営業所<br>・サンベ電気(株)<br>・松江市南消防署西部分署                    |
| 安全運転管理推進モデル事業所初回研修 | 4月25日(木) ○鳥根県民会館で通常総会終了後実施 主催 |   |
| 自転車マナーアップ運動        | 5月1日(水)～5月31日(金) 県交対協主催       |   |
| 5月                 | しまね安全ドライブ・コンテスト2024           | 募集：5月20日～7月10日 実施：7月11日～12月31日 県等主催<br>○地区協会会員事業所が多数参加  |
|                    | 安全運転管理者等講習(第1回目)              | 5月28日(火) くにびきメッセ 県協会(以下同)<br>○各回において地区協会28事業所の安全運転管理者・事業所が<br>県警察本部長、県協会長から各賞を受賞  |
|                    | 安全運転管理者等講習(第2回目)              | 5月29日(水) くにびきメッセ  |
| 6月                 | 安全運転管理推進モデル事業所フラッグ<br>リレー開始   | 令和6年6月～令和7年3月 主催<br>○各安全運転管理推進モデル事業所が指定月にフラッグを掲げ<br>独自施策を実施   |
|                    | 安全運転管理者等講習(第3回目)              | 6月25日(火) くにびきメッセ  |

| 月            | 実施事項                        | 実施概要   |
|--------------|-----------------------------|--|
| 7月           | 夏の交通事故防止運動                  | 7月8日(月)～7月17日(水) 県交対協主催  |
|              | 安全運転管理者等講習(第4回目)            | 7月24日(水) くにびきメッセ   |
|              | 安全運転管理者等講習(第5回目)            | 7月25日(木) くにびきメッセ   |
| 8月           | 交通安全無事故無違反推進月間              | 8月1日(木)～9月30日(月) 松江市・市安協・当協会主催   |
|              | 理事会                         | 8月19日(月) 15:00～16:00 松江警察署6階大会議室   |
| 9月           | 秋の全国交通安全運動推進の集い             | 9月20日(金) 県庁前広場 県交対協主催<br>○当協会から役員・事務局員7名参加   |
|              | 秋の全国交通安全運動                  | 9月21日(土)～9月30日(月) 全国   |
|              | 交通安全しじみフェスティバルin松江          | 9月23日(休) 松江市等との共催(関係会員事業所が協力)<br>○松江市交通安全総決起大会で当協会事業所が感謝状受賞  |
|              | 秋の全国交通安全運動一斉街頭PR活動          | 9月24日(火) とるば駐車場等 市安協主催<br>○当協会から役員・事務局員等10名参加  |
|              | 自転車マナーアップ街頭活動               | 9月27日(金) 松江市主催<br>○松江市の交通安全モデル事業所が参加   |
|              | 第18回セーフティ・ドライバー安全運転競技松江地区大会 | 9月28日(土) 鳥根県運転免許センター 主催・松江警察署後援<br>○競技結果<br>団体 優勝:鳥根日産自動車(株)<br>準優勝:一畑バス(株)<br>第3位:まるなか建設(株)<br>個人(男子) 優勝:鳥根日産自動車(株)<br>準優勝:一畑バス(株)<br>第3位:まるなか建設(株)<br>(女子) 優勝:一畑バス(株)<br>準優勝:鳥根日産自動車(株)<br>第3位:まるなか建設(株) |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | 9月30日(月) 全国                 |  |
| 10月          | 安全運転管理者設置事業所に対する事業所診断       | 10月10日(木)～11月22日(金)<br>○安全運転管理推進モデル事業所等15事業所に対し実施 主管<br>松江警察署・事務局  |
|              | 安全運転管理者等一日実務研修              | ○10月17日(木) 鳥根自動車学校 5事業所6名受講 主管<br>○10月29日(火) 松江浜乃木自動車教習所 5事業所5名受講 主管   |
|              | 安全運転中央研修所研修生派遣              | 10月4日(金)～10月7日(月) 安全運転中央研修所(茨城県) 県協会派遣 ○当協会から2事業所2名派遣  |
|              | レディース・リーダー研修会               | 10月8日(火)・9日(水) ホテル白鳥・松江城北自動車教習所 県協会主催<br>○当協会から3事業所3名受講  |
|              | セーフティ・ドライバー安全運転競技大会特別訓練     | 10月15日(火)・10月24日(木) 鳥根県運転免許センター 主催<br>○県大会出場の2チーム4名が参加 松江警察署協力   |
|              | 第18回セーフティ・ドライバー安全運転競技大会     | 10月26日(土) 鳥根県運転免許センター 県協会主催<br>○競技結果<br>団体 優勝:松江A(鳥根日産自動車(株))<br>準優勝:松江B(一畑バス(株))<br>第3位:川本<br>個人(男子) 優勝:松江A<br>準優勝:鳥後<br>第3位:出雲B<br>(女子) 優勝:益田B<br>準優勝:松江B<br>第3位:松江A                                     |
| 11月          | 第60回鳥根県交通安全県民大会             | 11月8日(金) 江津市 県交対協主催<br>○当協会5事業所の安全運転管理者・事業所が全日本交通安全協会関係の各賞を受賞  |
|              | 松江・安来・雲南地区安全運転管理推進モデル事業所研修会 | 11月19日(火) 松江浜乃木自動車教習所 県協会主催<br>○当協会からは対象10事業所のうち9事業所が受講  |
| 12月          | 飲酒運転根絶作戦                    | 12月1日(日)～1月31日(金)<br>松江市・市安協・地区安管主催<br>○令和6年度中に地区協会9事業所が松江警察署長に署名簿等提出  |
|              | 年末の交通事故防止運動                 | 12月11日(水)～12月31日(火)  |
| 2月           | 安管ダイジェスト第74号発行              | 2月7日(金)  |
|              | 理事・分会長会議                    | 2月7日(金) ※降雪のため中止し書面審議  |

【参考資料】

## 令和6年中の松江地区安全運転管理者設置事業所の交通事故の状況 (事業所所属運転者による交通事故)

### 1 交通事故発生状況

| 年    | 区分    | 松江 | 県全体 |
|------|-------|----|-----|
| 令和6年 | 発生件数  | 31 | 64  |
|      | うち業務中 | 14 | 26  |
|      | 死者    | 0  | 2   |
|      | 負傷者   | 35 | 71  |
| 令和5年 | 発生件数  | 31 | 82  |
|      | うち業務中 | 16 | 35  |
|      | 死者    | 1  | 3   |
|      | 負傷者   | 32 | 84  |
| 増減数  | 発生件数  | 0  | -18 |
|      | うち業務中 | -2 | -9  |
|      | 死者    | -1 | -1  |
|      | 負傷者   | +3 | -13 |

### 2 昼夜別の発生件数

| 区分 | 年    | 松江 | 県全体 |
|----|------|----|-----|
| 昼間 | 令和6年 | 28 | 56  |
|    | 令和5年 | 27 | 69  |
| 夜間 | 令和6年 | 3  | 8   |
|    | 令和5年 | 4  | 13  |



### 3 曜日別の発生件数

| 曜日 | 年    | 松江 | 県全体 |
|----|------|----|-----|
| 日  | 令和6年 | 3  | 3   |
|    | 令和5年 | 0  | 3   |
| 月  | 令和6年 | 7  | 15  |
|    | 令和5年 | 6  | 12  |
| 火  | 令和6年 | 7  | 13  |
|    | 令和5年 | 4  | 18  |
| 水  | 令和6年 | 4  | 10  |
|    | 令和5年 | 7  | 15  |
| 木  | 令和6年 | 7  | 15  |
|    | 令和5年 | 6  | 18  |
| 金  | 令和6年 | 1  | 4   |
|    | 令和5年 | 7  | 14  |
| 土  | 令和6年 | 2  | 4   |
|    | 令和5年 | 1  | 2   |

### 4 違反別の発生件数

| 区分     | 年    | 松江 | 県全体 |
|--------|------|----|-----|
| 前方不注意  | 令和6年 | 4  | 8   |
|        | 令和5年 | 4  | 17  |
| 安全不確認  | 令和6年 | 4  | 12  |
|        | 令和5年 | 8  | 22  |
| 動静不注視  | 令和6年 | 5  | 10  |
|        | 令和5年 | 5  | 14  |
| 操作不適   | 令和6年 | 2  | 2   |
|        | 令和5年 | 0  | 2   |
| 速度超過   | 令和6年 | 1  | 2   |
|        | 令和5年 | 1  | 1   |
| 信号無視   | 令和6年 | 4  | 6   |
|        | 令和5年 | 1  | 4   |
| その他の違反 | 令和6年 | 11 | 24  |
|        | 令和5年 | 12 | 22  |

# 令和6年度 収支決算書

## 収 入

|             |       |
|-------------|-------|
| ¥16,000,000 | 予 算 額 |
| ¥16,262,892 | 決 算 額 |

## 支 出

|             |       |
|-------------|-------|
| ¥16,000,000 | 予 算 額 |
| ¥15,609,578 | 決 算 額 |

## 差引残額

|          |       |
|----------|-------|
| ¥653,314 | 次期繰越金 |
|----------|-------|

### 【収入の部】

(単位：円)

| 項 目   | 予 算 額      | 決 算 額      | 増 減     | 摘 要   |
|-------|------------|------------|---------|---|
| 会 費   | 15,250,000 | 15,429,000 | 179,000 |   |
| 県会費   | 8,240,000  | 8,336,000  | 96,000  | 正 8,000 円 × 841 名 = 6,728,000 円<br>副 8,000 円 × 201 名 = 1,608,000 円            |
| 地区会費  | 7,010,000  | 7,093,000  | 83,000  | 正 7,000 円 × 841 名 = 5,887,000 円<br>副 6,000 円 × 201 名 = 1,206,000 円            |
| 雑 収 入 | 209,653    | 293,545    | 83,892  | ・ 法定講習受付支援補助金<br>・ セーフティ（地区予選・県）大会補助金<br>・ 事業所診断助成金<br>・ 一日実務研修分担金<br>・ 預金利息等 |
| 繰 越 金 | 540,347    | 540,347    | 0       |   |
| 計     | 16,000,000 | 16,262,892 | 262,892 |   |

注：会費徴収規程の改正により、平成18年度から県会費を計上した。(収入・支出)

## 【支出の部】

減→△

(単位：円)

| 項目    | 予算額        | 決算額        | 増減       | 摘要   |
|-------|------------|------------|----------|--|
| 県会費   | 8,240,000  | 8,336,000  | 96,000   | ・(一社)島根県安全運転管理者協会会費規程第2条第1号<br>8,000円×1,042名(正841名,副201名)  |
| 会議費   | 350,000    | 302,274    | △47,726  | ・総会及び役員会議諸費用<br>・総会資料代<br>・表彰記念品代  |
| 教養研修費 | 1,100,000  | 970,102    | △129,898 | ・安管ダイジェスト代<br>・中央研修参加補助金<br>・一日実務研修費<br>・表彰申請諸費用<br>・セーフティ地区及び県大会諸費用<br>・写真コンクール用プリント代<br>・運転管理手帳代<br>・DVD「大人のための自転車教室」<br>「一歩進める安全運転」<br>・安全運転指導のための年間スケジュール帳等                                  |
| 安全運動費 | 1,150,000  | 1,149,252  | △748     | ・総決起大会経費分担金<br>(名称～交通安全しじみフェスティバル in 松江～)<br>・飲酒運転根絶作戦分担金<br>・飲酒運転撲滅スポンサー企画CM代<br>・情報発信web化QRコード掲載スマホスタンド<br>・安全運動関係諸費用<br>(広告掲載・チラシ・ティッシュ・ハンドPOP代)<br>・しじみ部長オリジナルリフレクター及びクリアファイル代<br>・広報車ガソリン代等 |
| 組織強化費 | 1,400,000  | 1,312,800  | △87,200  | ・基礎助成金<br>・事業助成金<br>・モデル事業所助成金<br>・モデル事業所看板作成負担金   |
| 法定講習費 | 750,000    | 622,404    | △127,596 | ・法定講習時弁当(役員及び会員)<br>※松江会場のみ  |
| 通信費   | 330,000    | 283,179    | △46,821  | ・ゆうメール代<br>・切手代<br>・LINE公式アカウント月額料   |
| 事務委託費 | 2,500,000  | 2,500,000  | 0        | ・(一社)松江市交通安全協会へ事務委託として   |
| 事務費   | 130,000    | 111,677    | △18,323  | ・事務消耗品<br>封筒、OPP袋、コピー用紙、厚手上質紙、<br>クリヤーケース、インクカートリッジ、手提袋、<br>ファイルボックス、ラック、ダストボックス、のり、<br>セロテープ等   |
| 雑費    | 20,000     | 21,890     | 1,890    | ・インターネットバンキング振込み手数料  |
| 予備費   | 30,000     | 0          | △30,000  |  |
| 計     | 16,000,000 | 15,609,578 | △390,422 |  |

# 監査結果報告書

令和6年度収支決算書の内容について、令和7年4月8日  
松江警察署6階会議室において、金銭出納簿、収入支出の  
証拠書類、預金通帳及び現金を照合監査したところ誤りなく適正で  
あることを認めた。

令和7年4月8日

( 監 事 署 名 )

松江地区安全運転管理者協会

会 長 櫻 井 誠 己 様

第3号議案

## 事業計画

第4号議案

## 収支予算

第5号議案

## 役員改選

第6号議案

## 関係規程の整理

第3号議案

# 令和7年度 事業計画

(各事業の細部事項は、決定次第随時 Web ページに掲示します。)

※略称 県協会：(一社)鳥根県安全運転管理者協会 県交対協：鳥根県交通安全対策協議会 市安協：(一社)松江市交通安全協会

| 月                  | 実施事項                             | 実施概要  |
|--------------------|----------------------------------|---|
| 4月                 | 交通安全写真コンクール                      | 4月1日(火)～8月17日(日) 県協会主催                                  |
|                    | アルコール検知器整備啓発事業                   | 1個につき5,000円助成(年度内1事業所1万円まで) 県協会実施                       |
|                    | セーフティトレーニングVR機(仮想実体験型安全教育Vr)貸出事業 | 県協会実施 申込みは警察本部又は警察署                                     |
|                    | 交通安全県民の日                         | 4月1日(火)<br>※以下毎月1日(休日の場合は直後の平日)実施 県交対協主催                |
|                    | 春の全国交通安全運動推進の集い                  | 4月4日(金) 県庁前広場 県交対協主催                                    |
|                    | 春の全国交通安全運動                       | 4月6日(日)～4月15日(火) 全国                                     |
|                    | 春の全国交通安全運動一斉街頭PR活動               | 4月8日(火) とるば駐車場等 市安協主催                                   |
|                    | 監査                               | 4月8日(火) 松江警察署6階大会議室                                     |
|                    | 理事会                              | 4月8日(火) 松江警察署6階大会議室                                     |
|                    | 交通事故死ゼロを目指す日                     | 4月10日(木) 全国   |
|                    | 自転車マナーアップ街頭活動                    | 4月10日(木) 松江市主催  |
|                    | 自転車・二輪車交通安全指導の日                  | 4月18日(金)<br>※以下毎月18日(休日の場合は直後の平日)実施 県交対協主催              |
|                    | 通常総会                             | 4月25日(金) 15:00～16:30 鳥根県民会館                             |
|                    | 安全運転管理推進モデル事業所委嘱                 | 4月25日(金) 通常総会においてモデル事業所(10事業所)を委嘱(委嘱期間: R7.5.1～R8.4.30) |
| 安全運転管理推進モデル事業所初回研修 | 4月25日(金) 13:30～14:30 主催 鳥根県民会館   |   |
| 5月                 | 自転車マナーアップ運動                      | 5月1日(木)～5月31日(土) 県交対協主催                                 |
|                    | しまね安全ドライブ・コンテスト2025              | 募集: 5月20日～7月10日 実施: 7月11日～12月31日 県等主催                   |
|                    | 安全運転管理者等講習(第1回目)                 | 5月23日(金) くにびきメッセ  |
| 6月                 | 安全運転管理推進モデル事業所フラッグリレー開始          | 令和7年6月～令和8年3月 主催  |
|                    | エコドライブ&安全運転競争                    | 6月2日～7月31日申込み 10月中実施 県協会主催                              |
|                    | 安全運転管理者等講習(第2回目)                 | 6月24日(火) くにびきメッセ  |
| 7月                 | 安全運転管理者等講習(第3回目)                 | 7月4日(金) くにびきメッセ   |
|                    | 夏の交通事故防止運動                       | 7月14日(月)～7月23日(水) 県交対協主催                                |
|                    | 安全運転管理者等講習(第4回目)                 | 7月22日(火) くにびきメッセ  |
|                    | 安全運転管理者等講習(第5回目)                 | 7月23日(水) くにびきメッセ  |

| 月   | 実施事項                        | 実施概要                              |
|-----|-----------------------------|-----------------------------------|
| 8月  | 安全運転管理者設置事業所に対する事業所診断       | 8月～12月 主管                         |
|     | 理事会                         | 下旬                                |
| 9月  | 安全運転管理推進モデル事業所研修会           | 9月～11月 県協会主催                      |
|     | 安全運転中央研修所研修生派遣              | 9月15日～18日 安全運転中央研修所（茨城県）<br>県協会派遣 |
|     | 秋の全国交通安全運動推進の集い             | 9月19日（金）県庁前広場 県交対協主催              |
|     | 秋の全国交通安全運動                  | 9月21日（日）～9月30日（火） 全国              |
|     | 秋の全国交通安全運動一斉街頭PR活動          | 9月22日（月） 市安協主催                    |
|     | 交通安全しじみフェスティバルin松江          | 9月23日（祝） 島根県運転免許センター 松江市等との共催     |
|     | 自転車マナーアップ街頭活動               | 9月 松江市主催（予定）                      |
|     | 第19回セーフティ・ドライバー安全運転競技松江地区大会 | 9月27日（土） 島根県運転免許センター主催・松江警察署後援    |
|     | 交通事故死ゼロを目指す日                | 9月30日（火） 全国                       |
|     | レディース・リーダー研修会               | 9月30日（火）・10月1日（水）松江市内 県協会主催       |
| 10月 | 安全運転管理者等一日実務研修              | 10月・11月各自動車学校（教習所） 主管             |
|     | （参考）安全運転管理指導者講習会            | 本年該当なし（令和8年割当ての予定） 県協会派遣          |
|     | セーフティ・ドライバー安全運転競技大会特別訓練     | 主催 期日未定                           |
|     | 第19回セーフティ・ドライバー安全運転競技大会     | 10月25日（土） 島根県西部運転免許センター 県協会主催     |
|     | 第61回島根県交通安全県民大会             | 10月31日（金） 島根県庁 県交対協主催             |
| 12月 | 飲酒運転根絶作戦                    | 12月1日（月）～1月15日（木）松江市・松江署・市安協との共催  |
|     | 年末の交通事故防止運動                 | 12月11日（木）～12月31日（水） 県交対協主催        |
| 1月  | 安管ダイジェスト第75号発行              | 期日未定                              |
| 2月  | 理事・分会長会議                    | 期日未定                              |

【参考資料】

## 令和7年度こども・高齢者を交通事故から守る事業所運動（要旨）

- 1 目的 各事業所が社会貢献活動の一環として、それぞれの活動実態に応じた安全運転に関するテーマを定め、こども・高齢者を交通事故から守る活動を展開するほか、鳥根県警察から提供される交通安全情報を活用した安全教育を実践することにより、こどもと高齢者の交通事故防止を図るとともに、各事業所における安全運転意識の高揚につなげること。
- 2 実施対象及び方法
  - (1) 対象 安全運転管理者協会に加入する事業所
  - (2) 方法 各四半期ごとにテーマを掲げて、より効果的な活動を行ってください。
- 3 テーマの選定  
交通情勢を考慮した上で、各事業所ごとに活動範囲及び活動時間帯を定め、実施可能なテーマを選定してください。

| 種別                                       | テーマ（活動名）   |
|--|--|
| 運転時以外の安全活動（加害者とならないためにこども・高齢者に安全行動を促す活動） | ・街頭における一声アドバイス活動<br>・道路横断者への声掛け活動<br>・夕暮れ時から夜間の反射材着用促進活動<br>・訪問先でのワンポイントアドバイス運動  |
| 運転時の安全活動                                 | ・危険歩行者－声アドバイス活動（危険歩行者思いやりコール運動）<br>・早めのライト点灯・上向きライト励行運動<br>・歩行者等の側方通過時の間隔確保運動<br>・高齢運転者標識貼付車両の優先通行運動<br>・横断歩道・交差点スピードダウン運動<br>・スピードダウン運動<br>・飲酒運転の根絶 |

- 4 報告 実施した内容は四半期ごとに、「一事業所一運動推進状況報告（四半期報告）」により、メール（mt-anky@web-sanin.co.jp）又はFAX（24-8782）で報告をお願いします。
  - ・第1四半期（4月～6月実施分） 報告期限：令和7年7月10日（木）
  - ・第2四半期（7月～9月実施分） 報告期限：令和7年10月10日（金）
  - ・第3四半期（10月～12月実施分） 報告期限：令和8年1月15日（木）
  - ・第4四半期（1月～3月実施分） 報告期限：令和8年4月10日（金）

※ 実施要領、報告書式等は、Webページに掲載しています。

## エコドライブ10のすすめ（要旨）

～エコドライブ普及連絡会（警察庁・経済産業省・国土交通省・環境省）～

|   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 自分の燃費を把握しよう<br/>・燃費の把握を習慣化（日々の燃費を把握して効果を実感）</li><li>2 ふんわりアクセル「eスタート」<br/>・発進は穏やかにアクセルを踏んで<br/>・やさしい発進で10%程度燃費が改善<br/>・穏やかな発進で安全運転</li><li>3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転<br/>・走行中は一定の速度で<br/>・車間距離が短くなるとムダな操作で燃費が悪化<br/>・交通状況に応じた速度変化の少ない運転を</li><li>4 減速時は早めにアクセルを離そう<br/>・停止することが分かったら早めにアクセルから足を離してエンジンブレーキで減速<br/>・エンジンブレーキの使用で燃費が改善<br/>・減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用</li><li>5 エアコンの使用は適切に<br/>・暖房はエアコンスイッチをOFFにして燃費を改善<br/>・冷房は車内を冷やしすぎないように</li><li>6 ムダなアイドリングはやめよう<br/>・駐停車の際はアイドリングはやめましょう<br/>・エンジンをかけたらずぐに出発</li></ol> | <ol style="list-style-type: none"><li>7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう<br/>・出掛ける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報、地図・カーナビ等を活用してルートをあらかじめ確認<br/>・出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約に</li><li>8 タイヤの空気圧から始める点検・整備<br/>・空気圧チェックを習慣化<br/>・空気圧が適正値より不足すると燃費が悪化</li><li>9 不要な荷物は降ろそう<br/>・運ぶ必要のない荷物は車から降ろす（荷物の重さで燃費が悪化）<br/>・スキーキャリアなどの外装は使用しないときは外す（空気抵抗で燃費が悪化）</li><li>10 走行の妨げとなる駐車はやめよう<br/>・迷惑駐車はやめましょう<br/>・交差点などの交通の妨げになる場所での駐車は渋滞や交通事故の原因に</li></ol> |
|---|---|

※ チラシ等詳細な情報は、Webページ（会員の皆様へ）のリンクバナーから

## 令和7年度 収支予算

収 入  
¥16,100,000

支 出  
¥16,100,000

【収入の部】

減→△

(単位：円)

| 項 目   | 前年度<br>予算額 | 本年度<br>予算額 | 増 減      | 摘 要   |
|-------|------------|------------|----------|---|
| 会 費   | 15,250,000 | 15,250,000 | 0        | ・正 15,000 円× 830 名 = 12,450,000 円<br>・副 14,000 円× 200 名 = 2,800,000 円 |
| 雑 収 入 | 209,653    | 196,686    | △ 12,967 | ・法定講習受付及びセーフティ県大会補助金<br>・事業所診断助成金<br>・一日実務研修分担金<br>・預金利息等             |
| 繰 越 金 | 540,347    | 653,314    | 112,967  |   |
| 計     | 16,000,000 | 16,100,000 | 100,000  |   |

## 【支出の部】

減→△

(単位：円)

| 項 目   | 前年度<br>予算額 | 本年度<br>予算額 | 増 減       | 摘 要   |
|-------|------------|------------|-----------|---|
| 県 会 費 | 8,240,000  | 8,240,000  | 0         | ・(一社) 島根県安全運転管理者協会会費規程<br>第2条第1号<br>8,000円×1,030名(正830名、副200名)                                |
| 会 議 費 | 350,000    | 350,000    | 0         | ・通常総会に関するもの<br>・役員会等会議に関するもの<br>・表彰記念品代   |
| 教養研修費 | 1,100,000  | 1,700,000  | 600,000   | ・安管ダイジェスト<br>・表彰諸費用<br>・セーフティ地区及び県大会諸費用<br>・中央研修補助金<br>・一日実務研修費<br>・運転管理手帳代<br>・その他研修資料及びDVD等 |
| 安全運動費 | 1,150,000  | 1,150,000  | 0         | ・安全運動関係諸費用等<br>・協賛事業分担金<br>・啓発広報費   |
| 組織強化費 | 1,400,000  | 800,000    | △ 600,000 | ・分会助成金<br>・モデル事業所助成金<br>・モデル事業所看板作成負担金  |
| 法定講習費 | 750,000    | 750,000    | 0         | ・法定講習諸費用  |
| 通 信 費 | 330,000    | 330,000    | 0         | ・郵送料(総会資料・安管ダイジェスト)<br>・LINE 公式アカウント運用費<br>・切手代   |
| 事務委託費 | 2,500,000  | 2,500,000  | 0         | ・(一社) 松江市交通安全協会へ事務委託として   |
| 事 務 費 | 130,000    | 230,000    | 100,000   | ・事務消耗品<br>・ノートパソコン ※新OS対応   |
| 雑 費   | 20,000     | 20,000     | 0         | ・インターネットバンキング振込み手数料<br>・役職員慶弔費等   |
| 予 備 費 | 30,000     | 30,000     | 0         |   |
| 計     | 16,000,000 | 16,100,000 | 100,000   |   |

第6号議案

# 関係規程の整理

事務の合理化と業務負担の軽減を図るため、関係規程の見直しを行い、次のとおり所要の改正等を行うもの

## 1 松江地区安全運転管理者協会会則の一部を改正する規程

松江地区安全運転管理者協会会則（平成2年4月24日制定）を次表のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>第3条〔略〕<br/>(分会)<br/>第3条の2 <u>次条に掲げる事業の円滑な実施のため、協会に分会を置く。</u><br/>2 <u>分会の名称及び地域は、別表のとおりとする。</u><br/>3 <u>分会に、分会長を置く。</u></p>  | <p>第3条〔略〕<br/>〔新設〕</p>  |
| <p>(事業)<br/>第4条 協会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。<br/>(1) 安全運転管理に関する調査及び研究<br/>(2) 安全運転管理に関する情報の収集及び提供<br/>(3) 安全運転管理に関する _____ 研修、講習及び指導<br/>〔削る〕<br/>(4) 関係機関団体との連絡協調<br/>(5) <u>交通安全活動に関する施策の実施及び協力</u><br/>(6) 会員相互の連絡協調を図るための施策<br/>(7) <u>会員、会員の事業所等に対する表彰</u><br/>(8) その他必要と認める事項</p> | <p>(事業)<br/>第4条 協会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。<br/>(1) 安全運転管理に関する調査及び研究<br/>(2) 安全運転管理に関する資料の収集及びその刊行<br/>(3) 安全運転管理に関する業務の研修、講習及び指導<br/>(4) <u>安全運転管理に関する意見の公表及び関係機関に対する意見の開陳</u><br/>(5) 関係機関団体との連絡協調<br/>(6) <u>交通の安全と円滑化の推進</u><br/>(7) 会員相互の連絡協調を図るための施策<br/>(8) <u>優良事業所及び優良安全運転管理者などの表彰</u><br/>(9) その他必要と認める事項</p>   |
| <p>(総会)<br/>第13条〔略〕<br/>2 総会の議決を要する事項は次のとおりとする。<br/>(1) 〔略〕<br/>(2) 収支決算<br/>(3)・(4) 〔略〕<br/>3 <u>総会での報告を要する事項は次のとおりとする。</u><br/>(1) <u>事業報告</u><br/>(2) <u>事業計画</u><br/>(3) <u>収支予算</u><br/>(4) <u>その他会長が必要と認める事項</u></p>   | <p>(総会)<br/>第13条〔略〕<br/>2 総会の議決を要する事項は次のとおりとする。<br/>(1) 〔略〕<br/>(2) <u>予算、決算、事業計画及び事業報告</u><br/>(3)・(4) 〔略〕<br/>〔新設〕</p>  |
| <p>(常任理事会)<br/>第14条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、次の事項を審議する。<br/>(1) 表彰<u>(第4条第7号による表彰以外のものを含む。)</u>に関する事項<br/>(2)・(3) 〔略〕</p>  | <p>(常任理事会)<br/>第14条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、次の事項を審議する。<br/>(1) 表彰 _____ に関する事項<br/>(2)・(3) 〔略〕</p>   |
| <p>(理事会)<br/>第15条 理事会は、すべての理事をもって構成し、次の事項を審議する。<br/>(1) 会長及び副会長の選定に関する事項<br/>(2) <u>事業計画</u><br/>(3) <u>収支予算</u><br/>(4) <u>事業報告</u></p>   | <p>(理事会)<br/>第15条 理事会は、すべての理事をもって構成し、次の事項を審議する。<br/>(1) 会長及び副会長の選定に関する事項<br/>(2) <u>総会に提出すべき事項</u><br/>(3) <u>交通安全運動など各種交通安全啓発行事の開催及び参加に関する事項</u><br/>(4) <u>交通安全大会の開催及び参加に関する事項</u><br/>(5) <u>交通安全競技会の開催及び参加に関する事項</u><br/>(6) <u>講習（研修）など会員の教養に関する事項</u><br/>(7) <u>広報紙の発行及び配布に関する事項</u><br/>(8) <u>ポスター、作文の募集など広報活動に関する事項</u><br/>(9) <u>その他会長が必要と認める事項</u></p> |
| <p>(5) <u>その他会長が必要と認める事項</u></p>   | <p>(9) <u>その他会長が必要と認める事項</u></p>  |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>第6章 分会の運用<br/>(分会長の選任)</p> <p>第18条 分会長は、分会の会員の互選により定めるものとする。<br/>2 分会は、分会長を選任したとき及び変更をしたときは、速やかに会長に報告するものとする。</p> <p>(分会の運営)</p> <p>第19条 分会の運営は、協会の事務局及び分会の会員との連絡調整の上、分会長が行うものとする。</p> | <p>第6章 分会<br/>(分会の設置)</p> <p>第18条 協会に、総会の議決を経て分会を置く。<br/>2 分会の名称及び地域は、別表のとおりとする。</p> <p>(分会の運営)</p> <p>第19条 分会は、運営規程及び役員を定め、分会の責任において運営に当たるものとする。<br/>2 分会は、役員を選任したとき及び変更をしたときは、速やかに会長に報告するものとする。</p> |
| 別表（第3条の2関係）〔略〕※p18参照  | 別表（第18条関係）〔略〕   |

この規程は、令和7年4月26日に改正し、同日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

## 2 松江地区安全運転管理者協会表彰規程の全部改正

### (制定文)

松江地区安全運転管理者協会表彰規程（平成23年4月26日制定）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、松江地区安全運転管理者協会（以下「協会」という。）の表彰（松江地区安全運転管理者協会会則第4条第7号の規定による表彰をいう。以下「表彰」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種別)

第2条 表彰は、松江警察署長と松江地区安全運転管理者協会会長（以下「会長」という。）の連名による表彰（以下「連名表彰」という。）又は会長による表彰（以下「会長表彰」という。）を行う。

(表彰の基準)

第3条 表彰の基準は次表のとおりとする。

| 種別   | 区分        | 基準  |
|--|-----------|---|
| 連名表彰   | 交通安全功労者表彰 | 協会の役員に就任してから5年経過した者であって、組織の運営及び交通安全の推進に功労があったもの |
| 会長表彰   | 交通安全功労者表彰 | 協会の役員に就任してから3年経過した者であって、組織の運営及び交通安全の推進に功労があったもの |
|  | 感謝状       | 協会の事業推進のため、協会が感謝状を授与することが適当と認められる者又は事業所         |
| その他本表の基準に準ずる功労等により松江警察署長又は会長が表彰することが適当と認める場合 |           |   |

2 前項の連名表彰については、松江警察署長との協議により決定するものとする。

(副賞の付与)

第4条 表彰には、副賞を付与することができる。

(補則)

第5条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月26日から施行する。

# 分会の名称及び地域

## 1 令和8年3月31日まで

| 分会名  | 地 域 名  | 分会名  | 地 域 名                                   |
|------|--|------|---|
| 城 東  | 殿町、母衣町、北田町、南田町、米子町、大輪町   | 美保関町 | 美保関町                                    |
|      |  | 島根町  | 島根町                                     |
| 新大橋  | 学園南、東本町、向島町  | 竹 矢  | 馬潟町、八幡町、富士見町、竹矢町、青葉台                    |
| 川 津  | 西川津町、学園、朝酌町、上東川津町、下東川津町、西尾町、福富町、大井町、大海崎町                           | 東津田  | 東津田町                                    |
|      |  | 西津田  | 西津田                                     |
| 城 西  | 末次町、末次本町、東茶町、西茶町、苧町、片原町、千鳥町、中原町、内中原町、外中原町、堂形町、国屋町、砂子町、南平台          | 松 南  | 雑賀町、新雑賀町、本郷町、大正町、寺町、堅町、新町、栄町、幸町、横浜町、松尾町 |
|      |  | 朝 日  | 朝日町、東朝日町、津田町                            |
| 城 北  | 北堀町、石橋町、菅田町、奥谷町、東奥谷町、福原町、坂本町、川原町、東持田町、西持田町、北陵町                     | 伊勢宮  | 御手船場町、伊勢宮町、和多見町                         |
|      |  | 内 陸  | 大庭町、矢田町、大草町、佐草町、山代町、一の谷町                |
| 法吉生馬 | 黒田町、春日町、比津町、比津が丘、上佐陀町、下佐陀町、西生馬町、東生馬町、法吉町、西法吉町、淞北台、うぐいす台、薦津町、浜佐田町   | 白 潟  | 白潟本町、魚町、灘町、天神町、八軒屋町                     |
|      |  | 嫁 島  | 袖師町、嫁島町、西嫁島                             |
| 鹿島町  | 鹿島町  | 浜乃木  | 浜乃木、田和山町                                |
|      |  | 平 成  | 平成町                                     |
| 湖 北  | 古志町、秋鹿町、大野町、上大野町、魚瀬町、古曾志町、東長江町、西長江町、荘成町、西浜佐陀町、大垣町、打出町、岡本町、西谷町、浜佐田町 | 乃 木  | 東忌部町、西忌部町、乃白町、乃木福富町                     |
|      |  | 湖 南  | 上乃木、古志原、八雲台                             |
|      |  | 八雲町  | 八雲町                                     |
|      |  | 東出雲町 | 東出雲町                                    |
| 本庄八束 | 本庄町、上本庄町、手角町、長海町、枕木町、野原町、新庄町、邑生町、上宇部尾町、八束町                         | 玉湯町  | 玉湯町                                     |
|      |  | 宍道町  | 宍道町                                     |

## 2 令和8年4月1日から

| 分会名  | 地 域 名   | 分会名   | 地 域 名   |
|------|---|-------|---|
| 城東城北 | 殿町、母衣町、北田町、南田町、米子町、北堀町、奥谷町、東奥谷町、石橋町、大輪町、菅田町、福原町、坂本町、川原町、西持田町、東持田町、北陵町   | 竹 矢   | 竹矢町、馬潟町、八幡町、富士見町、青葉台  |
|      |   | 東津田   | 東津田町  |
|      |   | 西津田   | 西津田   |
| 新大橋  | 東本町、向島町、学園南   | 中 部   | 天神町、白潟本町、灘町、魚町、八軒屋町、和多見町、寺町、幸町、横浜町、伊勢宮町、御手船場町、栄町、新町、松尾町、大正町、新雑賀町、雑賀町、堅町、本郷町 |
| 川 津  | 上東川津町、下東川津町、西川津町、学園、西尾町、朝酌町   |       | 朝 日   |
| 城 西  | 西茶町、東茶町、苧町、中原町、片原町、外中原町、内中原町、末次町、末次本町、堂形町、砂子町、千鳥町、南平台、国屋町、法吉町、春日町、比津町、黒田町、比津が丘、西法吉町、上佐陀町、下佐陀町、西生馬町、東生馬町、薦津町、淞北台、うぐいす台 | 古志原内陸 | 古志原町、古志原、矢田町、山代町  |
|      |   | 嫁 島   | 袖師町、嫁島町、西嫁島   |
|      |   | 乃 木   | 浜乃木町、浜乃木、乃白町、乃木福富町、田和山町、西忌部町、東忌部町   |
|      |   | 平成上乃木 | 平成町、上乃木、八雲台、一の谷町  |
| 鹿島町  | 鹿島町   | 八雲大庭  | 八雲町、大庭町、佐草町、大草町   |
| 湖 北  | 浜佐田町、古曾志町、西谷町、古志町、荘成町、西浜佐陀町、西長江町、東長江町、秋鹿町、岡本町、大垣町、大野町、上大野町、魚瀬町、打出町  | 東出雲町  | 東出雲町  |
|      |   | 玉湯町   | 玉湯町   |
|      |   | 宍道町   | 宍道町   |
| 半島東部 | 本庄町、上本庄町、手角町、長海町、野原町、枕木町、邑生町、新庄町、上宇部尾町、福富町、大井町、大海崎町、島根町、美保関町、八束町  |       |   |

# 運動の実施計画（島根県）

## ① 期間を定めて行う運動

| 運 動 名       | 期 間                     |
|-------------|-------------------------|
| 春の全国交通安全運動  | 4月6日（日）から15日（火）までの10日間  |
| 自転車マナーアップ運動 | 5月1日（木）から31日（土）までの1か月間  |
| 夏の交通事故防止運動  | 7月14日（月）から23日（水）までの10日間 |
| 秋の全国交通安全運動  | 9月21日（日）から30日（火）までの10日間 |
| 年末の交通事故防止運動 | 12月8日（月）から17日（水）までの10日間 |

## ② 日を定めて行う運動

| 名 称                | 活 動 日                | 運 動 の 進 め 方  |
|--------------------|----------------------|--|
| 交通安全県民の日           | 毎月1日※                | 交通安全県民の日制定要綱に基づき街頭啓発活動を実施する。                         |
| 自転車・二輪車交通安全指導の日    | 毎月18日※               | 1 自転車の正しい乗り方、二輪車の正しい乗車を指導する。<br>2 自転車・二輪車の点検整備を指導する。 |
| 交通事故死ゼロを目指す日（全国一斉） | 4月10日（木）<br>9月30日（火） | 全国交通安全運動にあわせ、交通事故死ゼロを目指した交通安全行事等を開催し、安全意識の高揚を図る。     |

※1日又は18日が土・日曜、祝休日に当たるときは、その直後の平日を活動日とする。

## ③ その他の行事

- 春の全国交通安全運動推進の集い（県庁前広場） 4月4日（金）
- 秋の全国交通安全運動推進の集い（県庁前広場） 9月19日（金）
- 第61回島根県交通安全県民大会（松江市） 10月31日（金）

### 安全運転管理者等の届出手続

自動車の使用者は、

- 安全運転管理者等を選任したとき
- 安全運転管理者等を解任したとき
- 届出者の氏名（名称・代表者）及び住所、使用する自動車の台数及び専従運転者数その他の届出事項の変更があったときは、15日以内に公安委員会への届出が必要です。

【届出・問合せ】

松江警察署交通総務課（☎28-0110）※ガイダンス④→④



### 松江地区安全運転管理者協会

〒690-8512  
 松江市袖師町5-10 松江警察署内  
 TEL 24-8782（FAX兼用）  
 Mail mt-ankyo@web-sanin.co.jp  
 Webページ <https://www.an-kyo-kan.jp/ankan/>